

性的少数者（L G B T）の人権尊重の観点から公的書類の性別欄の記載方法の見直しを求める意見書の提出について

性的少数者（L G B T）の人権尊重の観点から公的書類の性別欄の記載方法の見直しを求める意見書を次のとおり提出する。

平成29年12月8日提出

提出者 市議会議員 井上 与一郎 ほか58名
自民党市議団、日本共産党市議団、
公明党市議団、民進党市議団、
無所属(太西)、無所属(豊田)、無所属(やまぐ)

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、法務大臣 宛て

京都都市会議長名

性的少数者（L G B T）の人権尊重の観点から公的書類の性別欄の記載方法の見直しを求める意見書

市民の人権尊重及び多様性の観点から、性的少数者（L G B T）への配慮を進めていくことは社会的要請となっている。我が国においては、L G B Tに対する現実感が欧米より乏しいとの調査結果もあり、L G B Tへの理解を進めることは急務である。

国会では、超党派議員による性的少数者（L G B T）問題を考える議員連盟が発足し、文部科学省もL G B Tの子ども達を支援する文書をまとめ、全国の学校へ通達するなどの動きが見られる。また、各地方自治体において、L G B Tへの理解を深める独自の施策が採られ始めている。

京都市においては、平成17年に申請書等における記載事項の簡素化が実施され、性別の記載が不要なものについては削除されているが、さらに、L G B Tへの配慮を具体的に進めるうえで、申請書や通知書等の公的書類の性別欄の記載方法を国及び地方自治体が見直すことは必須であり、また、大きな意義がある。

よって国におかれては、公的書類の性別欄の記載方法を見直すとともに、国としての指針を明確にするなど、地方自治体の同様の見直しに対して支援を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。